

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告
 当社の全ての日本における代表者である廣瀬典彦が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成三十年十二月十九日
 東京都港区虎ノ門五丁目四番一〇号仙石山
 アートハウスビル二〇二号室
 ARROW ASIA SHIPBROKERS LIMITED
 日本における代表者 廣瀬 典彦
限定承認公告
 本籍三重県四日市市川原町七八五番地、最後の住所三重県四日市市東日野二丁目六番二号
 被相続人 亡 増子 憲夫

右被相続人は平成三十年九月十九日死亡し、その相続人は平成三十年十二月四日津家庭裁判所四日市支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。
 平成三十年十二月十九日
 千葉県佐倉市宮前二丁目二七番地一五
 限定承認者 齋藤 節子
 本籍東京都千代田区内神田一丁目二一番地
 三、最後の住所東京都千代田区内神田一丁目一六番一三号大和会館五階
 被相続人 亡 小島 藤司

右被相続人は、平成三十年九月二十日死亡し、その相続人は平成三十年十二月十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。
 平成三十年十二月十九日
 東京都千代田区神田司町二丁目八番地四
 吹田屋ビル七階
 おぼろ法律事務所 弁護士 森田憲右気付
 相続財産管理人 小島 美穂

出資一口の金額の減少公告
 当組合は、平成三十年十一月三十日開催の通常総会において、出資一口の金額を十万円から一万円に減少することを決議しました。
 この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
 平成三十年十二月十九日
 熊本県熊本市東区戸島五丁目四番五号二F
 日越協同組合
 代表理事 吉角 友里

訂正公告
 平成三十年十一月二十日(号外第二五五号)掲載の第二十五期決算公告(枠組)中、うち当期純利益「(60,276)」とあるは「(254,955)」の誤りにつき訂正します。
 平成三十年十二月十九日
 福岡市博多区上川端町一三一五
 フォントワークス株式会社
 代表取締役 原田 愛

正 誤
 ページ 段 行 誤
 平成三十年十月四日(号外第二百十七号)公布総務省令第五十八号(電波法施行規則等の一部を改正する省令)
 (原稿誤り)
 三六 表中改正後欄
 中 終りから 一三
 終りから 一三
 別表第九号の一
 別表第九号の三

正
 別表第九号第二
 別表第九号第三

八〇ページ改正後欄中終りから一〇行目から六行目は次のとおり。
 [略]
 ② 当該無線局の送信設備が施行規則第11条の3第3号の規定により周波数測定装置の備付けを要しないものであるときは、使用周波数の測定を受けることとなつてゐる相手局の名称及び識別番号又は免許人が別に備え付けた周波数測定装置の設置場所、検定規則第8条第1項の型式名及び検定番号並びに台数を記載すること。
 同ページ改正前欄中終りから一〇行目から六行目は次のとおり。
 [同左]
 ④ 当該無線局の送信設備が施行規則第11条の3第3号の規定により周波数測定装置の備付けを要しないものであるときは、使用周波数の測定を受けることとなつてゐる相手局の名称及び識別番号又は免許人が別に備え付けた周波数測定装置の設置場所、検定規則第8条第1項の型式名及び検定番号並びに台数を記載すること。

八七 表中改正後欄 規定がある無線局
 一〇四 中 一五 衛星基幹放送局等
 一九五 表中 ISM用送信機 (AM)
 一九六ページ改正後欄中注1の表は次のとおり。
 規定の適用がある無線局
 衛星基幹放送局等
 ISM用送信機 (AM)

区 別	記載する欄	備 考
1 免許の申請の場合	2 3 4 5 6 7 8	
2 変更の申請又は届出を行う場合	9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39	(注) 予備免許中の変更を除く。
3 再免許の申請の場合	1 2 3 4 (注) 5 6 7 8 15 19 20 28	(注) 遭難自動通報局を除く。

平成三十年三月十六日(号外第五十四号)総務省告示第九十五号(電波法施行規則第七條第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件)の一部を改正する件)
 (原稿誤り)
 一三六 表中改正後欄 9380MHzから
 中 終りから 六
 1380MHzから

平成三十年十月四日(号外第二百十七号)総務省告示第三百五十二号(エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱いの一部を改正する件)
 (原稿誤り)
 三〇六 表中改正前欄 再委託
 中 終りから 四

委託又は同法第四條の規定による再委託

明治三十五年三月三十一日 第三種郵便物認可
 ●号外 十二月十九日付第二八〇号 九六ページ●同日付政府調達第三三九号四八ページ

発行所 千一〇五八四四五
 東京 東京都港区虎ノ門五丁目
 二番五号
 電話 03 (3587) 4294
 定 価 一ヵ月 一四〇円(本体 一三〇円)
 本号 一四〇円(本体 一三〇円)
 送 料 別